

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	IV 推進体制の整備・強化
	②施策	1 国内本部機構(男女共同参画会議、男女共同参画推進本部、男女共同参画推進連携会議)の強化
	③具体的な取組(大項目)	-
	④具体的な取組(小項目)	-
	⑤具体的な取組(内容)	男女共同参画会議において、 ・男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針や政策及び重要事項等の調査審議を行う ・施策の実施状況について監視し、また施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査する ・内閣総理大臣および関係各大臣に対し意見を述べるなどの機能を最大限に発揮する。
(2)	主な施策の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次男女共同参画基本計画策定以降、計12回男女共同参画会議を開催(令和元年10月現在)。</li> <li>・新たに重点方針専門調査会を設置し、計22回開催(令和元年10月現在)。</li> <li>・女性に対する暴力に関する専門調査会を、計23回開催(令和元年10月現在)。</li> <li>・男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会を計5回開催(平成28年10月～平成29年3月)。</li> <li>・経済財政諮問会議において、経済財政諮問会議議員(野田元総務大臣、男女共同参画担当大臣を兼務)として女性活躍について言及(平成30年1月、4月)。</li> <li>・男女共同参画会議議員および専門調査会委員の改選にあたっては、国民の幅広い意見を反映できるよう、男女共同参画に識見の高い学識有識経験者や女性団体を始めとする様々な分野の議員・委員を任命した(平成29年、平成31年)。</li> </ul>
(3)	取組結果に対する評価	<p>以下のとおり調査審議の結果報告や意見のとりまとめを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」(男女共同参画会議、令和元年6月)</li> <li>・「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」(男女共同参画会議、平成30年5月)</li> <li>・「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」(男女共同参画会議、平成29年5月)</li> <li>・「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」(男女共同参画会議、平成28年5月)</li> <li>・「若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題～いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題について～」(女性に対する暴力に関する専門調査会、平成29年3月)</li> <li>・「セクシュアルハラスメント・対策の現状と課題」(女性に対する暴力に関する専門調査会、平成31年4月)</li> <li>・「男性の暮らし方・意識の変革に向けた課題と方策～未来を拓く男性の家事・育児等への参画～」(男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会、平成29年3月)</li> </ul>
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、男女共同参画社会の形成のための取組を総合的かつ効率的に推進するため、国内本部機構の機能強化を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	-
(6)	参考データ、関連政策評価等	-

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	IV	推進体制の整備・強化
	②施策	1	国内本部機構(男女共同参画会議、男女共同参画推進本部、男女共同参画推進連携会議)の強化
	③具体的な取組(大項目)		-
	④具体的な取組(小項目)		-
	⑤具体的な取組(内容)		③男女共同参画推進連携会議については、経済界や各種団体、NPO・NGOを始めとする各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図るとともに、地域においても各階層の相互の交流や情報交換等の連携を強化する。また、全国的な推進連携会議に加え、地域版推進連携会議等を通じたネットワーク形成を支援する。
(2)	主な施策の取組状況		「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」を実施し各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図った。 また、国の男女共同参画推進連携会議と地域段階の地方公共団体と関連団体が集まる連携会議の活動や情報を共有し、両者とも一層効果的な活動が展開できるよう設立された「国・地方男女共同参画ネットワーク」について、13府県市から29府県市までネットワークを拡大させた。
(3)	取組結果に対する評価		平成28年度～令和元年度にかけて連携会議及び連携会議主催の会を以下のとおり開催した。 企画委員会6回、全体会議3回、チーム会 5チーム計13回、聞く会10回 また、連携会議構成団体や地域版連携会議等と共催して26件のセミナー、シンポジウムを開催した。 各会議を通じ、各界各層との連携が深まったほか、市民の男女共同参画意識の醸成に繋がった。
(4)	今後の方向性、検討課題等		
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	IV 推進体制の整備・強化
	②施策	1 国内本部機構(男女共同参画会議、男女共同参画推進本部、男女共同参画推進連携会議)の強化
	③具体的な取組(大項目)	-
	④具体的な取組(小項目)	-
	⑤具体的な取組(内容)	④ 国内本部機構と関連の深い政府の会議(共生社会、地方創生、経済財政、防災等の分野に係る会議)等との連携を図る。
(2)	主な施策の取組状況	第4次男女共同参画基本計画策定以降、計5回地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある旨防災基本計画に盛り込み、災害対策基本法第34条第2項の規定に基づき、各都道府県宛て通知した。
(3)	取組結果に対する評価	
(4)	今後の方向性、検討課題等	同取組を継続して実施していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	IV 推進体制の整備・強化
	②施策	1 国内本部機構(男女共同参画会議、男女共同参画推進本部、男女共同参画推進連携会議)の強化
	③具体的な取組(大項目)	—
	④具体的な取組(小項目)	—
	⑤具体的な取組(内容)	国内本部機構は、内閣総理大臣の下で施策推進の機能を果たしてきた。今後とも、男女共同参画社会の形成のための取組を総合的かつ効率的に推進するため、あらゆる施策について、総合的な企画立案機能、横断的な調整機能、監視・影響調査機能等をさらに強化する。 ⑦国際機関、諸外国の国内本部機構との連携強化に努める。
(2)	主な施策の取組状況	毎年3月に国連本部にて開催される国連女性の地位委員会(CSW)の事前共有及び事後の結果について「聞く会」で報告することで、国外の取組を国内において共有するとともに、国内外における日本のジェンダー平等促進にかかる取組を周知する機会を設けた。また、国連総会第三委員会の政府代表の壮行会にて、日本の国内外における取組を広く共有した。
(3)	取組結果に対する評価	国内本部機構に対して、国際的な取組を効果的に共有することができた。
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、国際的な取組や現状を国内本部機構に対して共有していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—
(6)	参考データ、関連政策評価等	—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	IV 推進体制の整備・強化
	②施策	2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	-
	④具体的な取組 (小項目)	-
	⑤具体的な取組 (内容)	③ 女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関し、同条約の積極的遵守の観点から、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。 ⑦ 国の各府省や関係機関が実施している男女共同参画に関わる情報を集約・整理した上で、国民、企業、地方公共団体、民間団体等に分かりやすく提供することで、各主体による情報の活用を促進する。
(2)	主な施策の取組状況	③2016年3月に委員会から出された最終見解について、2年以内のフォローアップが求められた事項については、関係各府省庁に取組の報告を求め、文書を国連に提出するとともに、男女共同参画会議重点方針専門調査会等において、主な事項の取組状況について関係各府省庁からヒアリングを行い、意見交換を実施した。
(3)	取組結果に対する評価	③男女共同参画会議において適切に対応した。
(4)	今後の方向性、検討課題等	③引き続き、男女共同参画会議において適切に対応する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	IV 推進体制の整備・強化
	②施策	2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	-
	④具体的な取組 (小項目)	-
	⑤具体的な取組 (内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な施策の進捗状況について、男女共同参画会議において、毎年度の予算編成等の動きと連動させた形でフォローアップし、取組の強化等について、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べる。</li> <li>・男女共同参画会議の意見を踏まえ、女性活躍加速のための重点方針を決定し、各府省の概算要求に反映させる。</li> </ul>
(2)	主な施策の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度以降毎年度、すべての女性が輝く社会づくり本部(全閣僚)において、「女性活躍加速のための重点方針」を決定。</li> <li>・重点方針専門調査会及び女性に対する暴力に関する専門調査会において、「女性活躍加速のための重点方針」に基づく来年度予算要求等の検討状況について各府省庁ヒアリング及び意見交換を実施し、男女共同参画会議において議論の内容を報告。</li> </ul>
(3)	取組結果に対する評価	<p>以下の成果をはじめ、「女性活躍加速のための重点方針」の決定やフォローアップにより、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案・実施を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法の成立(平成28年4月全面施行)、行動計画の策定義務対象拡大・情報公表の強化等を内容とする改正(令和元年5月成立)</li> <li>・公共調達の取組指針に基づく加点評価の取組を開始(平成28年度～)</li> <li>・地域女性活躍推進交付金の創設(平成29年度～)</li> <li>・性犯罪・性暴力被害者支援交付金の創設(平成29年度)</li> <li>・性犯罪被害相談電話番号の全国統一化(平成29年8月～)</li> <li>・幼児教育・保育・高等教育の無償化</li> <li>・政令改正・施行により、乳児用液体ミルクの製造・販売が可能(平成30年8月)</li> </ul>
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、政策の立案から実施までの各プロセスに男女共同参画の視点を取り込むべく、施策の充実・強化を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	-
(6)	参考データ、関連政策評価等	-

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	IV 推進体制の整備・強化
	②施策	2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	—
	④具体的な取組 (小項目)	—
	⑤具体的な取組 (内容)	女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関し、同条約の積極的遵守の観点から、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。
(2)	主な施策の取組状況	2017年から毎年1回、国連人権条約体対日理解促進プログラムの枠組みで女子差別撤廃委員会委員2～3名を招へいし、女性分野における国際的課題に関する国民の理解を深めるため、大学等で講演会を行っている。また、女子差別撤廃条約、報告、最終見解等を外務省ウェブサイトに掲載し、広報に努めている。
(3)	取組結果に対する評価	講演会の開催やウェブサイトへの掲載を行うことで、国内での関心が喚起され、理解が深まることに貢献している。
(4)	今後の方向性、検討課題等	女子差別撤廃条約を始めとする国際規範や国際的な議論と日本における男女共同参画社会の実現に向けた取組が連動していることに関する一般国民の理解を浸透させるため、今後も広報活動に力を入れる。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—
(6)	参考データ、関連政策評価等	—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	IV 推進体制の整備・強化
	②施策	2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	-
	④具体的な取組 (小項目)	-
	⑤具体的な取組 (内容)	国民の意識、男女の家事等の時間の把握等、男女共同参画社会の形成に関する調査研究を進める。
(2)	主な施策の取組状況	国民の意識、男女の家事等の時間の把握等、男女共同参画社会の形成に関する調査研究については、平成28年10月から平成29年2月に「男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会」において、働き方改革と表裏一体として女性活躍を加速するため、男性の暮らし方・意識の変革に向けた方策について調査検討するとともに、平成28年9月に男女共同参画社会に関する世論調査を実施した。
(3)	取組結果に対する評価	
(4)	今後の方向性、検討課題等	世論調査の結果については、女性の活躍推進及び男女共同参画社会の形成の促進に向けた施策の検討及び実施に係る参考資料として活用してまいりたい。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	<成果目標> 男女共同参画計画の策定率(市町村)－総務省対応
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	IV 推進体制の整備・強化
	②施策	2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	-
	④具体的な取組 (小項目)	-
	⑤具体的な取組 (内容)	(④のうち) 男女の家事・育児・介護等の時間の把握
(2)	主な施策の取組状況	直近の平成28年社会生活基本調査においても、男女の家事・育児・介護等の時間を把握している。
(3)	取組結果に対する評価	男女の家事・育児・介護等の時間を把握するとの要請を満たしていると考える。
(4)	今後の方向性、検討課題等	令和3年実施予定の調査においても、男女の家事・育児・介護等の時間を調査予定である。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	<p>&lt;成果目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間(週全体平均) 1日当たり83分(平成28年)</li> </ul> <p>&lt;参考指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(「ふだん家族を介護している人」における)介護・看護の実施状況(週全体平均) 行動者率(男女別) 男性:19.0% 女性:34.8% (平成28年) 行動者平均時間(男女別) 男性:2時間32分 女性:2時間28分 (平成28年)</li> </ul>
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	IV 推進体制の整備・強化
	②施策	2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	-
	④具体的な取組 (小項目)	-
	⑤具体的な取組 (内容)	⑥ 各種の政府の計画における数値目標等について、その達成状況を可能な限り男女別に示すよう努める。
(2)	主な施策の取組状況	・男女共同参画社会基本法に基づき、毎年国会に提出しなければならない年次報告書である男女共同参画白書や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポートに、可能な限り男女別のデータを掲載している。
(3)	取組結果に対する評価	・男女共同参画白書では、第4次男女共同参画基本計画で設定されている成果目標に関する現状分析と、男女共同参画社会の形成促進に関して政府が前年度に講じた施策及び本年度に講じようとする施策を同計画に沿って整理している。また、毎年男女共同参画社会の形成の状況について特集テーマを定めて調査・分析をしている。これらの分析に男女別のデータを使用することによって、現状と課題の把握と同計画の進捗を促すことに寄与している。
(4)	今後の方向性、検討課題等	・白書掲載データ等については、男女共同参画社会の形成の状況を踏まえて見直していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	IV 推進体制の整備・強化
	②施策	2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	-
	④具体的な取組 (小項目)	-
	⑤具体的な取組 (内容)	⑧ 政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合の被害者の救済について、行政相談制度、人権擁護機関等の積極的な活用により、その充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の男女共同参画に係る苦情の処理についてコーディネートのできる者(例えば、行政相談委員・人権擁護委員のうち男女共同参画に関する苦情の処理を自ら行うとともに、当該分野について担当地域を超えて広くリーダー的役割を担う者)を対象に苦情処理研修会を年1回5月に開催している。</li> <li>・前年度実績等及び当該年4月1日現在の体制等についての調査結果を重点方針専門調査会へ年1回10月に報告している。</li> <li>・苦情処理に当たる国・地方公共団体の職員や行政相談委員、人権擁護委員等の実務上の参考に資するため、「苦情処理ガイドブック」を年1回作成・配布している。</li> </ul>
(3)	取組結果に対する評価	地方公共団体等で処理を行った苦情内容等の情報の定期的な把握及び苦情処理研修会の実施により、男女共同参画に関する情報の共有化及び意識啓発が図られ、本問題解決について円滑化が促進される。また、「苦情処理ガイドブック」の作成・配布によって本問題への効果的な取組が図られる。
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き取組を進める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	IV 推進体制の整備・強化
	②施策	2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	-
	④具体的な取組 (小項目)	-
	⑤具体的な取組 (内容)	⑧ 政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合の被害者の救済について、行政相談制度、人権擁護機関等の積極的な活用により、その充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況	法務省の人権擁護機関では、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置するとともに、インターネット人権相談受付窓口を開設するなどして、夫・パートナーからの暴力等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施し、同期間中は、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土曜日及び日曜日でも電話相談に応じている。人権相談では、婦人相談所の紹介や、リベンジポルノ等のインターネット上の人権侵害情報に関する削除依頼方法の助言をするなどの必要な支援を行っているほか、被害者の申告などにより人権侵害の疑いのある事案を認知した際は、人権侵犯事件として調査し、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じている。
(3)	取組結果に対する評価	平成30年における女性を被害者とする人権相談件数は10,343件、「女性の人権ホットライン」を端緒とする人権相談の受理件数は19,151件であり、女性がより相談しやすい体制の確立に、一定の効果を収めている。
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、全国50か所の法務局・地方法務局に設置している「女性の人権ホットライン」及びインターネット人権相談受付窓口等をとおして女性の人権問題に関する相談に応じるとともに、被害者の申告などにより人権侵害の疑いのある事案を認知した際は、人権侵犯事件として調査し、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	<p>&lt;参考指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性を被害者とする人権相談件数：10,343件(平成30年)</li> <li>・女性の人権ホットライン相談件数：19,151件(平成30年)</li> </ul>
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
①分野	IV	推進体制の整備・強化
②施策	3	地方公共団体や民間団体等における取組の強化(地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合等)
③具体的な取組(大項目)	イ	地方公共団体の取組への支援の充実
④具体的な取組(小項目)		-
(1) ⑤具体的な取組(内容)		<p>① 都道府県に対しては、関連施策の一層の推進、地域における多様な主体による連携体制の構築、市町村に対する助言等の支援を強化するよう、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、先進的な取組事例を共有するなどにより、積極的な取組を推進するよう要請する。</p> <p>② 市町村に対しては、関連施策を一層推進し、住民一人一人の男女共同参画に関する認識を高めるよう、都道府県の協力を得つつ、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、先進的な取組事例を共有するなどにより、着実な取組を推進するよう要請する。特に、男女共同参画に関する業務に専属的に従事する担当部署がない市町村に対しては、推進体制の整備・強化に向けた働きかけ、情報提供・助言等の支援を行う。</p> <p>⑥ 全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会等の会議や研修等の機会を活用し、首長や議長等に対して、地域における男女共同参画社会の実現に向けたリーダーシップの発揮を要請する。</p> <p>⑦ 国の地方機関や地方公共団体の職員に対して、男女共同参画の意義等に関する理解を深めるため、研修等を実施する。</p>
(2) 主な施策の取組状況		都道府県・政令指定都市の男女共同参画担当職員に対し、毎年1月に課長級、5月に係長・係員級を対象とした研修を実施している。市町村に対しては、都道府県を通じて情報提供を行っている。
(3) 取組結果に対する評価		国の施策担当者による説明、自治体による取組事例の発表、参加者同士のグループ討議等、意義のある研修として参加者から一定の評価を得ている。
(4) 今後の方向性、検討課題等		引き続き、自治体職員にとってより有意義な研修となるよう、プログラム等の検討をしながら開催していく。
(5) 関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<p>&lt;成果目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県(市町村)の本庁課長相当職に占める女性の割合:10.5%(16.7%)(平成30年)</li> <li>・都道府県(市町村)の本庁係長相当職に占める女性の割合:22.6%(34.0%)(平成30年)</li> </ul> <p>(出典)内閣府「平成30年度 女性の政策・方針決定参画状況調べ」</p>
(6) 参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	IV 推進体制の整備・強化
	②施策	3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化(地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合等)
	③具体的な取組(大項目)	イ 地方公共団体の取組への支援の充実
	④具体的な取組(小項目)	-
	⑤具体的な取組(内容)	③ 地方公共団体に対して、基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び市町村男女共同参画計画の策定に当たって、情報提供・助言等を行う。特に、市町村男女共同参画計画については、全ての市町村が計画を策定するよう支援する。また、男女共同参画の推進に関する条例の制定に当たっては、必要に応じ、他の地方公共団体の状況を含め、適切な情報提供を行う。さらに、全ての地方公共団体に対して、基本法及び男女共同参画基本計画の趣旨・内容の周知を図るとともに、地方公共団体の施策への反映を要請する。
(2)	主な施策の取組状況	各地域における課題解決に向けた取組を支援するため、地方公共団体等の求めに応じ、地域における男女共同参画の促進を支援するためのアドバイザーを派遣した。
(3)	取組結果に対する評価	研修会等で実施したアンケートでは、今までと意識が変わった、改めて再認識できたなど、男女共同参画の理解促進が図られているという結果が出ている。
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、地方公共団体等の求めに応じて本事業を行うとともに、地域における男女共同参画のより一層の推進に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	<p>&lt;成果目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画計画の策定率 市区:100%、町村:70%(平成32年)</li> <li>・女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率 都道府県:100%、市区:100%、町村:70%(平成32年)</li> </ul>
(6)	参考データ、関連政策評価等	<p>&lt;男女共同参画に関する用語の周知度&gt;</p> <p>* 上位4項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者などからの暴力DV:82.1%</li> <li>・男女雇用機会均等法:80.1%</li> <li>・男女共同参画社会:66.6%</li> <li>・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス):42.2%</li> </ul> <p>(出典)内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成28年10月)</p>

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	IV 推進体制の整備・強化
	②施策	3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化(地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合等)
	③具体的な取組(大項目)	イ 地方公共団体の取組への支援の充実
	④具体的な取組(小項目)	-
	⑤具体的な取組(内容)	④ 女性活躍推進法に基づく推進計画及び特定事業主行動計画の策定・推進、関係機関により構成される協議会の設置・運営に際し、必要な情報提供・助言等を行う。
(2)	主な施策の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法「見える化」サイトにおいて、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国・都道府県・市町村が策定した特定事業主行動計画及び公表情報</li> <li>・都道府県・市町村の推進計画の策定状況及び協議会の組織状況を掲載し、毎年フォローアップしている。</li> </ul> </li> <li>・地方公共団体の取組の参考となるよう、「女性活躍推進法に基づく取組の好事例集」や「市町村推進計画策定支援マニュアル」を策定し、内閣府ホームページに掲載(平成30年3月)するとともに、国・地方公共団体に情報提供を行った。</li> </ul>
(3)	取組結果に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業主行動計画策定は国・都道府県・市町村の全てで策定がされている。</li> <li>・女性活躍推進法に基づく推進計画は都道府県では全てで策定されているが、市区町村では以下の策定率にとどまっている。 都道府県：95.7%、市区：38.5%、町村：14.3%(平成28年度) 都道府県100%、市区75.1%、町村29.1%(平成30年度)</li> </ul>
(4)	今後の方向性、検討課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法の法改正や関係法令の改正内容・改正趣旨等の周知を行うことで、より実効性の高い特定事業主行動計画の策定を促進する必要がある。</li> <li>・「女性活躍推進法公務部門に関する施行後3年の見直しの方向性」(平成31年1月女性活躍推進法公務部門に関する検討会)において、…一つの地域において都道府県推進計画と市町村推進計画が実質的に二重に存在しうること、及び、都道府県推進計画の策定率が100%である現状において…男女共同参画計画等において策定率を掲げることについても、慎重であるべきではないか。」とされたところ。</li> <li>・また、同報告書において「市町村が推進計画を策定する際には、基本方針や都道府県推進計画を勘案することとされているため、都道府県と市町村の適切な連携が有効であることを周知し、支援していくことはどうか。」「男女共同参画計画」や「次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画」、「地方まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の改定のタイミングに合わせた策定支援を進めてはどうか。」とされたことを踏まえ、都道府県と市町村の連携及びまち・ひと・しごと創生総合戦略等と一体で策定することが有効であることを周知していく。</li> </ul>
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	<p>成果目標 都道府県：100%、市区：100%、町村：70%(目標期限 平成32年)</p> <p>最新値 都道府県：100%、市区75.1%、町村29.1%(平成30年度)</p>
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	IV 推進体制の整備・強化
	②施策	3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化(地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合等)
	③具体的な取組(大項目)	イ 地方公共団体の取組への支援の充実
	④具体的な取組(小項目)	-
	⑤具体的な取組(内容)	④ 女性活躍推進法に基づく推進計画及び特定事業主行動計画の策定・推進、関係機関により構成される協議会の設置・運営に際し、必要な情報提供・助言等を行う。
(2)	主な施策の取組状況	地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地方公共団体が行う多様な主体の連携体制の構築等による地域の実情に応じた取組に対し、地域女性活躍推進交付金による財政的な支援を行う。
(3)	取組結果に対する評価	地方公共団体への「地域女性活躍推進交付金」の交付により、多様な主体による連携体制の構築や地域の実情に応じた女性の活躍推進の取組が実施され、地域における女性活躍を推進する動きは促進されている。
(4)	今後の方向性、検討課題等	最終目標年度(32年度)までの達成に向けて、事業成果については、広く情報発信を行っていくとともに、引き続き、事業を推進していく必要がある。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市区・町村の推進計画の策定率 100%・70% 平成30年度 75.1%・29.1% 注)都道府県の推進計画の策定率 100% 平成30年度 100%
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	IV 推進体制の整備・強化
	②施策	3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化(地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合等)
	③具体的な取組(大項目)	イ 地方公共団体の取組への支援の充実
	④具体的な取組(小項目)	-
	⑤具体的な取組(内容)	⑤ 地方公共団体における関連施策の推進に資するよう、各種の統計情報について、可能な限り、男女別データを把握し、男女の置かれている状況を客観的に把握するよう要請するとともに、国において把握したデータを地方公共団体に提供し、各地域における男女共同参画の推進を支援する。
(2)	主な施策の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第4次男女共同参画基本計画における成果目標一覧及び参考指標一覧の確認について(依頼)」(平成28年2月18日付事務連絡)において、各府省に対し、今後行う統計調査の実施や各種政府計画のフォローアップに際して、可能な限り男女別にデータを把握するよう依頼。</li> <li>・令和2年度予算要求において、各地方公共団体が男女共同参画基本法に基づく男女共同基本計画の策定等に際し、ジェンダー統計の作成・活用を通じた地域の現状と課題の把握の促進を図るための「ジェンダー統計の作成・活用に関する実践的調査研究」にかかる要求を行っているところ。</li> <li>・総務省統計研究研修所の依頼により、地方公務員等に対しジェンダー統計に関する講義を毎年行っている。</li> </ul>
(3)	取組結果に対する評価	各地方公共団体が男女共同参画基本法に基づく男女共同基本計画の策定等に際し、今後ともジェンダー統計の作成・活用を通じた地域の現状と課題の把握の促進を図ることが必要である。
(4)	今後の方向性、検討課題等	令和2年度予算要求において、各地方公共団体が男女共同参画基本法に基づく男女共同基本計画の策定等に際し、ジェンダー統計の作成・活用を通じた地域の現状と課題の把握を促進を図るための「ジェンダー統計の作成・活用に関する実践的調査研究」にかかる要求を行っているところ。同調査研究においては、ジェンダー統計の作成・活用にかかる地方公共団体や男女共同参画センターと地域のNPO等との連携の在り方についても検討を行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	IV 推進体制の整備・強化
	②施策	3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化(地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合等)
	③具体的な取組(大項目)	イ 地方公共団体の取組への支援の充実
	④具体的な取組(小項目)	-
	⑤具体的な取組(内容)	⑦ 国の地方機関や地方公共団体の職員に対して、男女共同参画の意義等に関する理解を深めるため、研修等を実施する。
(2)	主な施策の取組状況	・ 女性地方公務員の人材育成を支援するため、自治大学校における「地方公務員女性幹部養成支援プログラム」において講義を実施したほか、男性を含めた地方公務員の意識啓発を進めるべく、各研修課程において「女性活躍・働き方改革」に関する講義を実施した。
(3)	取組結果に対する評価	都道府県、市町村の採用者に占める女性割合や各役職段階別の女性割合については、年々増加傾向にあり、女性の採用・登用は着実に進んでいる。 また、地方公務員の男性の育児休業取得率についても、徐々に増加傾向にはあるが、成果目標の達成にはなお一層の努力が必要な状況であり、育児休業を取得しやすい職場風土作りを更に推進していく必要がある。
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、地方公共団体における男女共同参画の意義等に関する理解促進のため、必要な助言や情報提供を行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	IV	推進体制の整備・強化
	②施策	3	地方公共団体や民間団体等における取組の強化(地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合等)
	③具体的な取組(大項目)	ウ	男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の強化・充実
	④具体的な取組(小項目)	-	
	⑤具体的な取組(内容)		① 男女の均等な機会と公正な待遇の確保の徹底、男女間の賃金格差の解消、女性の就業継続や再就職の支援、男性も含めた働き方の見直しも含むワーク・ライフ・バランスの推進等の取組を行う。
(2)	主な施策の取組状況		全国の女性関連施設等においては、女性労働者などに対し、各種支援策を講じているが、そのためのノウハウが十分でないところも多いことから、女性の活躍推進が全国で効果的に押し進められるよう、と女性就業支援全国展開事業を実施した。
(3)	取組結果に対する評価		男女共同参画センター等における女性就業支援事業実施のためのノウハウ、必要な情報の提供等相談事業の実施や研修会等への講師派遣により、全国の男女共同参画センター等の円滑な事業実施を支援し、その結果、働く女性の活躍推進に寄与した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		女性の活躍推進は政府の最重要施策のひとつであるが、依然として職業生活における女性の活躍が十分達成されたとはいえず、就業継続における障害や固定的性別役割分担意識など、様々な課題が存在することから、男女共同参画センター等の事業実施を支援するため、女性就業支援事業を引き続き実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

## 第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

①分野	IV	推進体制の整備・強化
②施策	3	地方公共団体や民間団体等における取組の強化(地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合等)
③具体的な取組(大項目)	ウ	男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の強化・充実
④具体的な取組(小項目)		-
(1) ⑤具体的な取組(内容)		<p>① 男女共同参画センターは、男女共同参画に関する研修、情報提供、女性グループ・団体の自主的活動の場の提供、相談、調査研究等、多様な機能を有しており、NPO、NGO、住民等の活動を支援する男女共同参画の推進の重要な拠点である。地方公共団体に対して、それぞれの地域においてこうした機能や強みを十分にいかすよう、男女共同参画センターの管理体制、施設の規模等にかかわらず、その果たす役割を明確にし、基本法の理念に即した運営と関係機関との有機的な連携の下、取組を強化・充実するよう要請する。</p> <p>② 地域における女性の活躍推進の人材発掘・育成の拠点として、企業や地域経済団体、地域金融機関、農林水産団体等において男女共同参画を推進するキーパーソンの育成、地域のあらゆる分野における女性リーダーの育成等を行うとともに、育成した人材のネットワーク化に取り組むよう、地方公共団体及び男女共同参画センターに対して要請する。</p> <p>③ 都道府県のみならず、市町村の男女共同参画センターも含め、全国の男女共同参画センターが地域を越えて交流・連携することを促進し、先進的な取組事例の共有や必要な情報の提供等を行うことにより、各男女共同参画センターが地域において実効性のある取組を行うよう支援する。</p> <p>④ 地方公共団体において、男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、先進的な取組事例の共有等を通じて、地方公共団体及び男女共同参画センターに要請する。</p> <p>⑤ 男女共同参画センターの機能の充実・強化のため、男女共同参画センターに対して事業の実施に関する必要な情報提供を行うとともに、研修等の機会を通じて、男女共同参画センター職員の人材育成を支援する。</p> <p>⑥ 男女共同参画センターの指定管理者については、男女共同参画施策等を十分理解していることや地方公共団体の男女共同参画施策を踏まえた事業実施能力が必要である。より効果的な管理運営がなされるよう、地方公共団体に対して先進事例の共有や必要な情報提供を行う。また、男女共同参画センターの事業が地域のニーズや現場の声を踏まえたものとなるような仕組みづくりを促進する。</p> <p>⑦ 男女共同参画センターを有しない地方公共団体においては、民間団体等と連携して、男女共同参画を推進するための拠点の整備に努めるよう促す。</p>
(2) 主な施策の取組状況		各地の男女共同参画センターの管理者等を対象とした情報交換会を毎年2月に実施している。
(3) 取組結果に対する評価		国の施策担当者による説明、各地の男女共同参画センターの取組事例の発表、参加者同士のグループ討議等で必要な情報の共有等を行うことにより、各男女共同参画センターが地域においてより実効性のある取組を行うことが可能となるよう図っている。また、各男女共同参画センターからの参加者にとって、他の男女共同参画センターとの横の繋がりを構築する貴重な場であるとの評価を得ている。また、情報の共有等を通じて、男女の視点から防災の拠点となるよう要請している。
(4) 今後の方向性、検討課題等		引き続き、各男女共同参画センターの職員にとってより有意義な会合となるよう、プログラムの工夫等を行いながら開催していく。
(5) 関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6) 参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	IV 推進体制の整備・強化
	②施策	3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化(地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合等)
	③具体的な取組(大項目)	ウ 男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の強化・充実
	④具体的な取組(小項目)	-
	⑤具体的な取組(内容)	② 地域における女性の活躍推進の人材発掘・育成の拠点として、企業や地域経済団体、地域金融機関、農林水産団体等において男女共同参画を推進するキーパーソンの育成、地域のあらゆる分野における女性リーダーの育成等を行うとともに、育成した人材のネットワーク化に取り組むよう、地方公共団体及び男女共同参画センターに対して要請する。
(2)	主な施策の取組状況	第4次男女共同参画基本計画策定以降、「ジェンダーと防災に関する有識者懇談会」を設置し、女性が事前防災で活躍することにより、災害による被害を軽減する方策等についての検討を行い、報告書としてとりまとめ、ホームページ等で公表している。また、防災に関する総合イベントである「防災推進国民大会」において、女性防災リーダー参画の下、多様性を踏まえた地域防災について普及啓発を行っている。
(3)	取組結果に対する評価	地域の防災リーダーを中心に、地域住民等が取り組む「地区防災計画」においては、地域の女性、高齢者、障害者等が計画策定に参加している事例が多くみられるようになり、多様性を踏まえた地域防災の取組が推進されている。 (参考) ○埼玉県狭山市入曽地区防災計画(平成30年3月策定) ○世田谷区上馬地区防災計画(平成29年1月策定)
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、市町村、地域住民等が協力して地区防災計画等の策定、実施に取り組めるよう、シンポジウムの開催による知識の普及、優良事例の公表・紹介による横展開、地域への専門家の派遣など、人材面を含めた様々な支援の取組を行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	-
(6)	参考データ、関連政策評価等	-

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	IV 推進体制の整備・強化
	②施策	3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化(地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合等)
	③具体的な取組(大項目)	ウ 男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の強化・充実
	④具体的な取組(小項目)	-
	⑤具体的な取組(内容)	④ 地方公共団体において、男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、先進的な取組事例の共有等を通じて、地方公共団体及び男女共同参画センターに要請する。
(2)	主な施策の取組状況	平成25年月に策定した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等を各都道府県及び政令指定都市に通知し、その活用を依頼した。 男女共同参画センターの管理者等を対象とした情報交換会を毎年2月に実施している。 また、都道府県男女共同参画主管課長等会議や、地方公共団体等の職員を対象とした男女共同参画を担当する初任者研修を毎年度実施し、男女共同参画センターとの連携等について、事例紹介等情報の提供、共有に努めているとともに、情報の共有等を通じて、男女の視点から防災の拠点となるよう要請している。
(3)	取組結果に対する評価	国の施策担当者による説明、各地の男女共同参画センターの取組事例の発表、参加者同士のグループ討議等で必要な情報の共有等を行うことにより、各男女共同参画センターが地域においてより実効性のある取組を行うことが可能となるよう図っている。 なお、各男女共同参画センターからの参加者からも、他の男女共同参画センターとの横の繋がりを構築する貴重な場であるとの評価を得ている。
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、地方公共団体及び男女共同参画センターの職員等にとってより有意義な会合となるよう、プログラムの工夫等を行いながら開催する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	IV 推進体制の整備・強化
	②施策	3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化(地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合等)
	③具体的な取組(大項目)	ウ 男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の強化・充実
	④具体的な取組(小項目)	-
	⑤具体的な取組(内容)	④ 地方公共団体において、男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、先進的な取組事例の共有等を通じて、地方公共団体及び男女共同参画センターに要請する。
(2)	主な施策の取組状況	第4次男女共同参画基本計画策定以降、計5回市町村(都道府県)は自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るべきことや、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、その際女性の参画の促進に努めるものとする旨を防災基本計画に盛り込んだ。また、当該計画を災害対策基本法第34条第2項の規定に基づき、各都道府県宛て通知した。
(3)	取組結果に対する評価	
(4)	今後の方向性、検討課題等	同取組を継続して実施していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	IV 推進体制の整備・強化
	②施策	3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化(地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合等)
	③具体的な取組(大項目)	エ 国立女性教育会館における取組の推進
	④具体的な取組(小項目)	-
	⑤具体的な取組(内容)	① 我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、人材の育成・研修の実施や女性教育に関する調査研究の成果及び会館に集積された情報の提供等を通じ、今後とも我が国における男女共同参画のネットワークの中核を担っていく。また、これまで果たしてきた役割の重要性と実績を踏まえ、地域における男女共同参画の推進を支援するとともに、地方公共団体、大学、企業等ともより一層の連携を図るなど、機能の更なる充実・深化を促進する。
(2)	主な施策の取組状況	ナショナルセンターとして、(1)女性活躍推進のためのリーダーの育成、(2)次代を担う女性人材の育成、(3)困難な状況に置かれている女性を支援するための人材の育成、(4)教育分野における女性参画拡大に向けた取組を行った。
(3)	取組結果に対する評価	(1)女性活躍推進のためのリーダーの育成において、「地域における男女共同参画推進リーダー研修」や「企業を成長に導く女性活躍促進セミナー」等を実施し、全ての研修において、参加者から満足度について高い評価を得ることができた。また、フォローアップ調査では、研修の有用度について高い評価を得ることができた。地域や企業の組織内において研修成果が活用されるとともに、各地域への波及効果が見受けられた。 (2)次代を担う女性人材の育成において、「女子中高生夏の学校」等の研修を継続的に実施しており、全ての研修において、参加者から満足度・有用度について高い評価を得ることができた。また、「女子中高生夏の学校」では、実行委員会のNPO法人化を図るとともに、参加学会・団体等とこれまで以上に広く連携することで、目標額以上の協賛金を得た。 (3)困難な状況に置かれている女性を支援するための人材の育成において、研修の参加者から満足度について高い評価を得ることができた。 (4)教育分野における女性参画拡大に向けた取組において、研修の参加者から満足度について高い評価を得ることができた。
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、社会の動きや現場のニーズ等を踏まえた研修内容を企画する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	-
(6)	参考データ、関連政策評価等	-